

閲覧期間 令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

住民基本台帳の閲覧状況について

住民基本台帳法の一部が改正され、平成18年11月1日に施行されたことにより、住民基本台帳の閲覧状況を報告することになりましたので、下記のとおりお知らせい

住民基本台帳法第11条第1項に基づく請求による閲覧内容

	請求者	請求の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲	備考
1					

上記閲覧期間において、住民基本台帳法第11条第3項に掲げる閲覧の請求は0件だったことを報告します。